

訪問看護事業所における出張所等の設置に係る取扱指針

平成 29 年 4 月 1 日

郡山市保健福祉部介護保険課

1 目的

この指針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づき郡山市が指定する指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所のうち、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所における出張所等（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第 2-1 に定める「出張所等」を指すものとする。以下「サテライト事業所」という。）の指定及び届出の受理に係る取扱い方針を定めるものとする。

2 サテライト事業所を設置できる要件

事業者の指定は原則としてサービス提供拠点ごとに行われるものであるが、サテライト事業所の設置に関しては、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、本体事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であることを踏まえ、次の要件を満たす場合に、一体的なサービス提供の単位として「主たる事業所」に含めて設置を認めるものとする。

(1) 基本要件

- ア 利用見込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理され、必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制にあること。この場合の「体制」とは、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制等をいう。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- オ 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

(2) 設置要件

- ア 設置者
主たる事業所の設置者と同一法人であること。
- イ 設置場所
サテライト事業所の位置が、主たる事業所から自動車による移動に要する時間が概ね 30 分以内の範囲であること。ただし、サテライト事業所を設置しようとする場所が厚生労働大臣が定める特別地域加算対象地域又は中山間地域等の地域内にあり、この基準により難しい場合は、個別に設置の可否について協議することとする。
- ウ 名称

サテライト事業所の名称は、主たる事業所のサテライトであることが明確となるような名称とすること。

《例》 ○○○訪問看護ステーション●●出張所 又は サテライト●● 等
(主たる事業所の名称) + (サテライトの名称：任意)

エ 設置数

サテライト事業所の設置数は、原則として主たる事業所に対し、1箇所とする。

(3) 人員要件

主たる事業所とサテライト事業所全体で郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第75号）第4章第2節及び郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第79号）第4章第2節に規定する人員に関する基準を満たしていること。

(4) 設備要件

主たる事業所と別に、サテライト事業所として事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室（相談スペース含む。）を設けるほか、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品を備えていること。特に感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

(5) 運営要件

ア サテライト事業所を拠点として行った勤務及びサービス提供の内容等について、遅滞なく主たる事業所で把握する体制が整備されていること。

イ 管理者が定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認でき、かつ、従業員の指導等を行う体制が整備されていること。

ウ 利用者との契約、居宅（介護予防）サービス等に係る計画、サービス提供記録等の書類の管理及び保管は主たる事業所で行うこと。これらの書類の写しをサテライト事業所に保管する場合にあっては、主たる事業所と同等の施錠ができる書庫等を備えること。

3 サテライト事業所設置に係る手続き

(1) サテライト事業所の設置については事前協議制とし、特に主たる事業所の一体的な管理体制及びその実行方法について十分に確認を行うものとする。

(2) 既存の事業所にサテライト事業所を追加設置する場合又は主たる事業所の指定申請時にサテライト事業所を併せて設置する場合は、設置希望日又は指定予定日の原則2か月前までに郡山市介護保険課へ協議するものとし、事前協議終了後に変更届出書又は指定申請書を郡山市介護保険課に1部提出すること。

4 添付書類

サテライト事業所を設置するための変更届出書又は指定申請書を提出する場合は、次に掲げる事前協議において承認された書類並びに介護保険法及び郡山市規則に規定する書類を提出す

ること。

- (1) 当該サービスに係る付表（主たる事業所及びサテライト事業所）
- (2) サテライト事業所の位置を示した地図
- (3) サテライト事業所と主たる事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図
- (4) サテライト事業所に係る平面図及び配置図
- (5) サテライト事業所の住所、営業時間等が明示された運営規程
- (6) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (7) サテライト事業所と主たる事業所との間の相互支援体制を示す書類
- (8) サテライト事業所の1か月の延利用者推計数
- (9) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等一覧表

5 事前協議先

郡山市保健福祉部介護保険課管理係

電話 024-924-3021 FAX 024-934-8971

6 その他

平成29年4月1日現在サテライト事業所を有する事業所については、この指針に適合する届出があったとみなす。